

JCMA 報告

外国人研修生・技能実習生のための
建設機械施工技能評価試験

業 務 部

1. 背 景

「外国人研修・技能実習制度」の評価の一環として実施されている建設機械施工技能評価試験について紹介します。この制度は、開発途上国の経済発展と産業振興の担い手となる人材育成のニーズに対応するため、諸外国の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受入れて、技術・技能・知識を習得してもらうものです。

また、研修生・技能実習生へ技術・技能の移転を図り、その国の人材育成に寄与する日本の国際協力、国際貢献の重要な一翼を担っています。

2. 本制度の沿革

1980年後半に外国人労働者問題が大きく取上げられた

中で、1990年に政府は従来の研修制度を改正し、人材育成に貢献することを目指し、より幅広い分野への研修生受入れを可能としました。さらに1993年には研修制度の拡充の観点から研修終了後も引続き技能習得のレベルを高め、それぞれの国の経済発展に寄与する目的で、技能実習制度を創設しました。

3. 外国人研修・技能実習制度とは

(1) 研修制度

外国人青壮年労働者を日本に受入れ1年以内の期間に日本の技術・技能・知識を習得する制度です（この間は「入管法」の「研修」の在留資格での入国が認められています）。

(2) 技能実習制度

研修期間と合わせて最長3年間の期間で、受入れ企業との間で「雇用関係」のもと、より実践的かつ実務的に技術、技能、知識を習熟する制度です。

この制度への移行には定められた職種があり、一定の水準以上に達した研修生のみが在留資格を「入管法」の「特定活動」へ変更した後に移行できます。

ここで、定められた職種（技能実習移行対象職種）とは、現在は62職種、114作業（2006年10月末現在）が対象となっていて、その大半が「職業能力開発法」に基づく「技能検定」によって評価されています。

これ以外に財団法人国際研修協力機構（以下、JITCO）認定職種があり、当協会（JCMA）が評価試験を実施している「建設機械施工」は、JITCO認定職種に入っています。

JITCOは技能実習制度を適正かつ円滑に推進する目的で、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交

表一 平成18年度外国人研修生建設機械施工技能評価試験結果報告

(平成18(2006)年3月26日)

平成・年度 西暦	17 05/06	16 04/05	15 03/04	14 02/03	13 01/02	12 00/01	11 99/00	10 98/99	9 97/98	8 96/97	7 95/96	6 94/95	5 93/94	累 計	
実施回数	23	22	15	18	10	17	12	15	22	16	11	10	5	196	
受験者数	48	58	46	70	32	66	49	49	64	59	48	47	37	673	
合格者数	48	58	46	70	32	66	49	49	64	59	48	47	37	673	
再受験者数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	7	
国 別 内 訳	中華人民共和国	30	43	30	58	18	49	39	39	50	48	32	47	11	494
	インドネシア	11	5	10	5	14	13	10	10	13	8	0	0	0	99
	タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26
	ペルー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
	ベトナム	4	4	4	7	0	2	0	0	0	3	4	0	0	28
	マレーシア	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	フィリピン	0	1	2	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	8
	モンゴル	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
種 別 内 訳	1種 押土・整地	5	2	0	8	2	0	0	3	6	2	2	6	8	44
	2種 積込	15	17	5	10	1	4	5	7	0	3	0	0	7	74
	3種 掘削	28	36	39	52	29	62	44	37	55	45	46	41	22	536
	4種 締固め	0	3	2	0	0	0	0	2	3	9	0	0	0	19

通の5省共管により設立された機構です。同機構は、研修生・技能実習生の受入れ、送出し機関・派遣会社に総合的な支援や援助、適正実施の助言と指導を行っています。

4. 技能評価試験

研修期間から技能実習へ移行する際には、

- ①研修成果の評価
- ②在留状況の評価
- ③技能実習計画

の評価のすべてをクリアしなければなりません。

この中で当協会は、1993年にJITCOから評価機関の認定第1号として認可を受けて、①の「研修成果の評価」を実施しています。

これは、「技能検定」の基礎2級相当以上の技術・技能を修得しているかどうかを評価するもので、筆記と実技の2つで評価しています（建設機械施工は技能検定が無いため、基礎2級相当レベルを「初級」として、当協会で作成した試験問題で実施しています）。

この評価は、研修から技能実習へ移行を希望する研修生はすべて受検することが義務づけられています。さらに、技能実習開始後1年目（入国後2年目）には基礎1級相当（当協会レベル「中級」）、2年目（入国後3年目、帰国前）には3級相当（「同専門級」）の評価試験がありますが、これらは現在希望者のみの受検となっています。

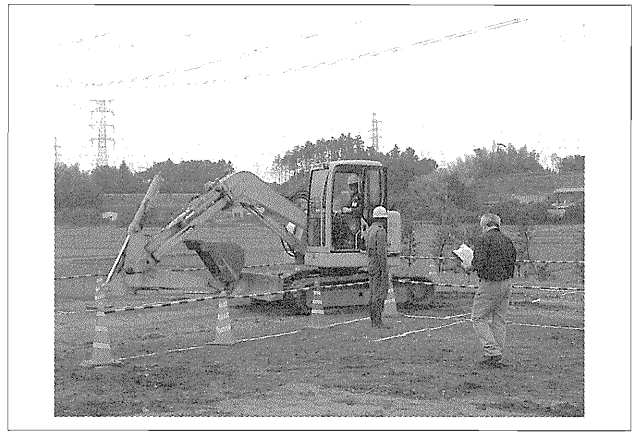
5. 試験実施の状況

技能実習への移行評価試験「初級」は、研修期間の6分の5程度を経過した時点（入国後約10カ月頃）での受検となり、建設機械施工に係る基本的な業務を遂行するために必要な技術、技能及び知識を評価します。対象は、

- ①押土・整地（ブルドーザ）
- ②積込み（ホイールローダ）
- ③掘削（油圧ショベル）
- ④締固め（ローラ）

の4機種から、選択しての受検となります。

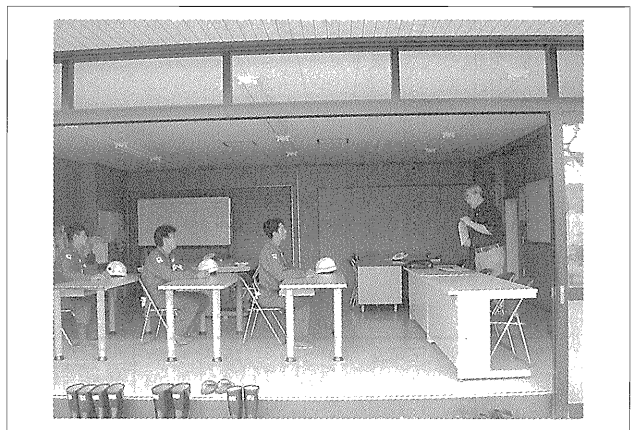
筆記問題は20問で、平易な日本語（ひらがな）表記、実技試験は受入れ企業で普段研修に使用している機械を使っでの試験となっています。実施は各受入れ企業の事務所、



写真一 実習受検風景



写真二 実習受検風景



写真三 筆記研修を受ける研修生

資材置き場などを利用して行われることが多く、現地での出張試験となります。